

伊東市学習支援事業委託に係る公募型プロポーザル募集要領

令和7年4月11日

(目的)

第1条 この要領は、伊東市学習支援事業について公募型プロポーザル方式により委託を受けようとする者（以下「受託予定者」という。）を選定する場合の方法及び事業実施についての提案（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定める。

(事業の概要)

第2条 事業の概要については次の各号のとおりとする。

- (1) 名 称 伊東市学習支援事業
- (2) 内 容 別添1「伊東市学習支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。
- (3) 委託期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 概算委託金額 6,542,000円以内
- (6) 事業委託料の支払方法

原則として毎月払とする。ただし、受託予定者との協議により決定する。

- (7) 事務局 伊東市健康福祉部社会福祉課保護係

連絡先 住 所 伊東市大原二丁目1番1号

電 話 0557-32-1536

F a x 0557-36-0775

Eメール syakai@city.ito.shizuoka.jp

(スケジュール)

第3条 プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

月 日	内 容
令和7年4月11日(金)	事前参加申込書の受付開始、公募申込書の受付開始及びプロポーザルに関する質問の受付開始
令和7年4月21日(月)	事前参加申込書の提出期限、プロポーザルに関する質問の提出期限

令和 7 年 4 月 2 5 日 (金)	プロポーザルに関する質問の回答日
令和 7 年 5 月 1 2 日 (月)	公募申込書の提出期限
令和 7 年 5 月 2 2 日 (木)	公募申込者の書類審査
令和 7 年 6 月 5 日 (木)	公募申込者によるプレゼンテーション及び審査
令和 7 年 6 月 1 0 日 (火)	受託予定者の決定
令和 7 年 9 月 1 日 (月)	契約締結、事業開始

(参加資格)

第 4 条 プロポーザルに参加できる事業者は、参加申込日現在において次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人とする。なお、事業の一部再委託を予定する場合は、再委託先についても同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザルの参加申込日前に、伊東市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（昭和 6 0 年伊東市告示第 9 2 号）に基づく届出を済ませ、以降契約締結まで指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的としていないこと。
- (5) 契約締結に当たり、別添 2 「暴力団排除に係る特記事項」を遵守できること。
- (6) 個人情報の保護について、別添 3 「個人情報保護に係る特記事項」を遵守し、適切な措置を講じることができること。

(事前参加申込手続)

第 5 条 プロポーザルへの参加を希望する事業者は、公募申込の前に次の各号により事前参加申込を行うものとする。

- (1) 提出書類 事前参加申込書（様式 1） 1 部
- (2) 提出期限 令和 7 年 4 月 2 1 日（月）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送（郵送の場合は必着）

(参加申込手続)

第6条 前条に基づく事前参加申込手続きを行い、プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の各号により参加申込を行うものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

番号	提出書類	提出部数	様式・備考等
1	参加申込書	1部	様式2
2	企画提案書	8部	本要領で示す作成要領に従うこと。正本1部＋副本7部
3	法人の概要を示す資料及び財務諸表	1部	財務諸表については直近の年度のものの
4	法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	1部	
5	法人の登記事項証明書	1部	参加申込日から3か月以内に発行されたもの（現況と相違ないもの）
6	法人の代表者及び役員名簿	1部	直近のもの（現況と相違ないもの）
7	法人の印鑑証明書	1部	参加申込日から3か月以内に発行されたもの（現況と相違ないもの）

(2) 提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時まで

(3) 提出方法 事前に電話連絡の上、事務局に持参すること。

なお、提出可能時間は、当市開庁日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 参加辞退 参加申込後において、令和7年5月14日（水）午後5時までは、参加を辞退することができる。なお、辞退する場合は、様式3「参加辞退届」を事務局まで持参すること。

（質問及び回答）

第7条 プロポーザルに関する質問は、様式4「伊東市学習支援事業委託プロポーザル質問書」により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年4月21日（月）午後5時まで

- (2) 提出方法 事務局メールアドレス宛での電子メールに添付して提出すること。
なお、メールの表題を「伊東市学習支援事業について」と記載し送信すること。
- (3) 回 答 質問書に対する回答は、令和7年4月25日（金）に当市ホームページ上に公開する。
なお、質問書に対する回答は、本要領及びその他市が提供する資料の追加又は修正として取り扱う。

（企画提案書）

第8条 企画提案書は別紙の事業説明資料に基づき、以下の項目についてもれなく記載すること。特に参加申込者の特色を生かした創意工夫ある提案を求める。

なお、企画提案書はA4判、横書きの任意様式とし、必要に応じて絵や図を用いて分かりやすく記載すること。ページ数は30ページ以内とすること。用紙の方向は縦横を問わないが、縦長の場合は右開き、横長の場合は下開きとすること。縦長と横長のページが混在する場合は見やすいよう工夫すること。

(1) 法人の概要及び事業実績

法人の名称、代表者、所在地、設立年月日、主な事業、拠点数並びに受託事業又は類似の事業の実績及び現在の取組状況について説明すること。

なお、事業の一部再委託を予定する場合は、再委託の予定先となる法人についても必ず同様に説明すること。

(2) 事業に対する基本的な考え方

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の制度の背景や趣旨を踏まえ、受託事業を実施する上での基本的な考え方や方針を記載すること。

(3) 実施体制

事業従事者の配置に関して、以下の事項について提案すること。

なお、受託後の雇用を予定している場合は、その旨を明記すること。事業の一部再委託を予定する場合は、再委託先との役割分担等について明記すること。

ア 事業従事者の具体的な業務分担、組織体制、活動方法等

イ 事業従事者の配置計画（人数、雇用形態、資格、経験等）

ウ 事業従事者の研修計画

(4) 学習支援事業の実施内容

事業の実施に関する以下の事項について提案すること。

- ア 学習支援の実施方法
- イ 訪問、面接の実施方法
- ウ 居場所づくり
- エ その他

(5) 個人情報保護

個人情報の取得及び関係機関との情報の共有についての考え方と、組織における個人情報保護体制について提案すること。

(6) その他の提案、アピール事項

その他、事業をより効果的にするための独自の工夫、取組等があれば提案すること。

(7) 概算見積書

本事業の概算見積書を提出すること。

なお、受託予定者に対して、後日、詳細内訳の提出を求める。

(企画提案の留意事項)

第9条 企画提案に当たっては、次の各号に留意の上、提案に当たるものとする。

- (1) 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は失格とする。
- (2) 提出期限を過ぎた後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用については、全て各提案者の負担とする。
- (5) 以下のいずれかに該当する企画提案又は行為があった場合、無効とし失格となる。

ア 虚偽の記載があった場合

イ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合

ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本実施要領及び事業説明資料の記載内容、条件等を満たしていない場合

- (6) 提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (7) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があった場合、伊東市情報公開条例(平成9年伊東市条例第13号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(審査委員会の設置)

第10条 受託予定者の選定のため、伊東市学習支援事業業者選定委員会(以下「審査委

員会」という。)を設置し、プロポーザル参加申込事業者のプレゼンテーションの聴取及び企画提案書の評価を行う。

(企画提案の審査)

第11条 提出された企画提案書を基に、次により審査する。

(1) 書類審査

令和7年5月22日(木)伊東市役所で実施する。

プロポーザル参加申込事業者が5者を超えた場合、提出された企画提案書によりプレゼンテーションへ参加できる事業者を5者を選定する。

(2) プレゼンテーションの評価

令和7年6月5日(木)伊東市役所で実施する。

ア 時間配分

当該プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、1事業者当たり40分程度とする。そのうち冒頭25分以内で事業者からのプレゼンテーションを受け、その後、審査委員会によるヒアリングを15分程度実施する。事業者の入れ替えや準備にかかる時間は上記に含めない。

イ 人数等

1事業者につき3人以内とする。なお、事業の一部再委託を予定している場合、再委託先の事業者も含めて5人以内とする。

ウ 機器類の準備

プロジェクターやスクリーン等の使用が必要な場合は、事前に事務局まで連絡すること。ただし、パソコンの貸与は行わない。

2 審査項目 下表の項目について評価し総合的な審査を行う。

審査項目	審査内容
基本的な考え方	(1) 学習支援事業の制度の趣旨及び内容を十分理解しているか。 (2) 事業を円滑かつ効率的に行うための意欲、熱意を感じられるか。
実施体制	(1) 事業専従者の業務分担、人材の配置、研修等について、事業を適正かつ確実に実施する体制が整っているか。 (2) 今までの事業実績等も踏まえ、関係各機関と連携して本委託事業を遂行する十分な能力を有しているか。

	(3) 情報セキュリティや個人情報保護に対する管理を十分行える体制が整っているか。
実施内容	(1) 市民や関係各機関への周知方法は適切か。 (2) 学習支援を必要とする者を把握及び就学相談への対応方法は適切か。 (3) 支援対象者の居場所確保がなされているか。 (4) 提案内容に独自性があるか。実効性が期待できるか。
実績	本市や他市において学習支援や生活困窮者支援の事業実績があるか。
価格評価	事業全体の見積り金額は妥当か。

- 3 審査結果は、速やかに書面にて全参加申込者（辞退した者を除く。）に通知する。なお、審査経過及び審査内容についての問い合わせには応じないほか、審査結果への異議申立ては受け付けない。

（契約）

第12条 審査の結果、最優秀とされた事業者を受託予定者とし、当該事業者と委託事業の仕様や価格等について協議の上、随意契約により事業委託契約を締結する。なお、辞退や協議の不調などにより事業委託契約の締結に至らない場合は、審査結果により次順位以下となった事業者のうち、評価が上位の事業者から順に新たな受託予定者として協議等を行う。

以 上